

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 奄美群島振興開発特別措置法の一部改正

一 奄美群島振興開発特別措置法の有効期限を五年間延長するものとする。 (附則第一項関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

第二 小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正

一 小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を五年間延長するものとする。 (附則第二項関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

第三 附則

この法律の施行期日を定めるとともに、所要の経過措置等の規定を設けるものとする。